

令和 5 年
広島県水道広域連合企業団議会 1 月臨時会
会議録

令和 5 年 1 月 31 日開会

令和 5 年 1 月 31 日閉会

広島県水道広域連合企業団議会

会 議 録 目 次

応招した議員	1
1 月 31 日（火曜日）	2
会議順序	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため議場に出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名	4
議事日程	4
開会・開議	6
議席の指定	6
会議録署名者の決定	6
議長の選挙	6
臨時議長あいさつ	6
新議長あいさつ	7
会期の決定	7
副議長の選挙	7
新副議長あいさつ	8
広島県水道広域連合企業団議会会議規則について	8
休憩・再開	9
企業長その他説明員出席	9
各案を一括上程議題とする	9
企業長提案理由説明	9
質問	13
質問終結	19
採決（一括）	19
議長あいさつ	19
閉会	20
1 月臨時会に提出された議案及び議決の結果	21

応招した議員（19 名）

安	井	裕	典	君
下	森	宏	昭	君
桑	木	良	典	君
大	川	弘	雄	君
陶		範	昭	君
加	島	広	宣	君
弓	掛		元	君
横	路	政	之	君
岡	田	育	三	君
片	山	貴	志	君
広	畑	裕	一郎	君
北	野	久	美	君
石	丸	伸	二	君
沖		也	寸志	君
大瀬戸		宏	樹	君
湊		俊	文	君
信	谷	俊	樹	君
高	橋	公	時	君
寄	定	秀	幸	君

1 月 31 日（火曜日）

会議順序

- 1 開会、開議
 - 2 議席の指定
 - 3 会議録署名者の決定
 - 4 議長の選挙
 - 5 臨時議長あいさつ
 - 6 新議長あいさつ
 - 7 会期の決定
 - 8 副議長の選挙
 - 9 新副議長あいさつ
 - 10 広島県水道広域連合企業団議会会議規則について
（休憩） （再開）
 - 11 企業長その他説明員出席
 - 12 各案を一括上程議題とする
 - 13 企業長提案理由説明
 - 14 質問
 - 15 質問終結
 - 16 採決（一括）
 - 17 議長あいさつ
 - 18 閉会
-

出席議員（19 名）

1	安 井	裕 典	君
2	下 森	宏 昭	君
3	桑 木	良 典	君
4	大 川	弘 雄	君
5	陶	範 昭	君
6	加 島	広 宣	君
7	弓 掛	元	君
8	横 路	政 之	君
9	岡 田	育 三	君
10	片 山	貴 志	君
11	広 畑	裕一郎	君
12	北 野	久 美	君
13	石 丸	伸 二	君
14	沖	也 寸志	君
15	大瀬戸	宏 樹	君
16	湊	俊 文	君
17	信 谷	俊 樹	君
18	高 橋	公 時	君
19	寄 定	秀 幸	君

欠席議員（なし）

説明のため議場に出席した者の職氏名

企 業 長	湯 崎	英 彦	君
事 務 局 長	沖 邊	竜 哉	君
経 営 部 長	川 西	隆 弘	君
技 術 部 長	後 藤	博 光	君
総 務 課 長	大 島	孝 教	君
水 道 課 長	坂 本	聰	君
事 業 企 画 課 長	桑 原	強	君
水道システム企画課長	山 田	和 弘	君
水道整備担当監	黒 上	賢 一	君

職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	川 西 隆 弘
書 記	谷 口 淳
書 記	河 野 勝 暁
書 記	樽 井 康 隆
書 記	中 川 智 恵
書 記	伊 達 直 幸
書 記	大 森 康 弘
書 記	森 本 健太郎

議事日程

1 月 31 日午後 0 時 30 分開議

第 1	会議録署名者決定の件	
第 2	議長の選挙	
第 3	第 1 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例
第 4	第 2 号議案	広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例
第 5	第 3 号議案	広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例
第 6	第 4 号議案	広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例
第 7	第 5 号議案	広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例
第 8	第 6 号議案	広島県水道広域連合企業団情報公開条例
第 9	第 7 号議案	広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
第 10	第 8 号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続条例
第 11	第 9 号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
第 12	第 10 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
第 13	第 11 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例
第 14	第 12 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の服務の宣誓に関する条例

第 15	第 13 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例
第 16	第 14 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
第 17	第 15 号議案	広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
第 18	第 16 号議案	広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
第 19	第 17 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例
第 20	第 18 号議案	広島県水道広域連合企業団債権管理条例
第 21	第 19 号議案	広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例
第 22	第 20 号議案	広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例
第 23	第 21 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例
第 24	第 22 号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例
第 25	第 23 号議案	広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例
第 26	第 24 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算
第 27	第 25 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算
第 28	第 26 号議案	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について
第 29	第 27 号議案	公平委員会事務の事務委託に関する協議について
第 30	第 28 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について
第 31	第 29 号議案	高陽取水場管理事務の事務委託に関する協議について
第 32	第 30 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について
第 33	第 31 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について
第 34	第 32 号議案	広島県水道広域連合企業団広域計画について
第 35	報第 1 号	広島県水道広域連合企業団公告式条例
第 36	報第 2 号	広島県水道広域連合企業団事務局設置条例
第 37	報第 3 号	広島県水道広域連合企業団職員定数条例
第 38	報第 4 号	広島県水道広域連合企業団の休日定める条例
第 39	報第 5 号	退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する協議について

開会・開議

午後0時30分開会・開議

- 臨時議長（信谷俊樹君） これより1月臨時会を開きます。出席議員は、19名です。これより会議を開きます。
-

議席の指定

- 臨時議長（信谷俊樹君） この場合、議席を定めます。議席は、ただいまの御着席のとおり指定いたします。
-

会議録署名者の決定

- 臨時議長（信谷俊樹君） これより日程に入ります。日程第1、会議録署名者の決定を議題といたします。本件は、議長から指名いたします。

桑 木 良 典 君
大 川 弘 雄 君

議長の選挙

- 臨時議長（信谷俊樹君） 次は日程第2、議長の選挙を行います。
お諮りします。この選挙は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名するに御異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 臨時議長（信谷俊樹君） 御異議なしと認めます。それでは、議長に

安 井 裕 典 君

を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名しました安井裕典君を議長の当選人と決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 臨時議長（信谷俊樹君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いいたします。
-

臨時議長あいさつ

- 臨時議長（信谷俊樹君） ここに議長選挙を終了し、臨時議長の責務を無事果たすこと

ができました。各位の御協力に対し、厚く御礼を申し上げます。それでは新議長、議長席へお着きになり、ごあいさつよろしく願いいたします。

【臨時議長退席】

新議長あいさつ

【安井裕典君議長席に着く】

- 議長（安井裕典君） それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位のご推挙をいただきまして広島県水道広域連合企業団議会の初代議長に就任することになりました。まことに光栄に存じますとともに、責任の重大さを痛感しているところでございます。

ご案内のとおり、水道企業団は、環境変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定的に供給するという大きな責務があります。議会としても、執行部の取組をしっかりと確認し、必要な意見や提案を行っていく必要があります。

議長としてその役割を十分果たせるよう務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

会期の決定

- 議長（安井裕典君） 引き続いて会議を進めます。

この場合、お諮りします。会期の決定の件を本日の日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。1月臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、さよう決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

副議長の選挙

- 議長（安井裕典君） 次に、お諮りします。副議長の選挙を本日の日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。それでは、副議長の選挙を行います。

お諮りします。この選挙は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によることとし、議長において指名することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、
副議長に

岡 田 育 三 君

を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました岡田育三君を副議長の当選人と決するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。当選者は御承諾をお願いします。

新副議長あいさつ

【岡田育三君副議長席に着く】

- 議長（安井裕典君） それでは副議長、副議長席へお着きになり、ごあいさつをお願いします。

- 副議長（岡田育三君） 失礼いたします。一言御挨拶を申し上げます。

この度、議員各位のご推挙をいただきまして、広島県水道広域連合企業団議会の初代副議長に就任することになりました。

議長を補佐し、円滑な議会運営が行われますよう、務めてまいりたいと存じますので、何とぞ、皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

広島県水道広域連合企業団議会会議規則について

- 議長（安井裕典君） 引き続いて会議を進めます。

お手元に配付のとおり、下森宏昭君及び桑木良典君から、議員第 1 号議案広島県水道広域連合企業団議会会議規則案について、議案の提出があります。

お諮りします。本議案を本日の日程に追加し、議題とするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。それでは、本議案を議題といたします。

この際、提案理由の説明は省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。

それでは、直ちに採決します。本案は原案のとおり決するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。
-

休憩・再開

- 議長（安井裕典君） この際、暫時休憩します。会議の再開は午後 1 時といたします。

午後 0 時 37 分休憩

午後 0 時 54 分再開

- 議長（安井裕典君） 引き続き会議を進めます。出席議員 19 名であります。休憩前に引き続き会議を開きます。
-

企業長その他説明員出席

- 議長（安井裕典君） この場合、1 月臨時会において、企業長その他説明員の出席を求めるに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。企業長その他説明員に対し、直ちに出席を要求します。

【企業長その他説明員出席】

各案を一括上程議題とする

- 議長（安井裕典君） 次は、お手元に配付のとおり、日程第 3、第 1 号議案、「広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例」から、日程第 39、報第 5 号、「退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する協議について」までの各案を、一括上程、議題とします。

この場合、企業長から提案理由の説明を求めます。企業長湯崎英彦君。

企業長提案理由説明

【企業長湯崎英彦君登壇】

- **企業長（湯崎英彦君）** 令和5年1月臨時会の開会に当たり、ただ今提出いたしました議案の説明に先立ちまして、本水道企業団の設立後、初めての議会でありますので、本水道企業団の運営に対する私の基本的な考え方を申し上げたいと存じます。

水道は、住民の日常生活や社会経済活動を行う上で、必要不可欠なライフラインであり、健全な形で未来に繋いでいくことは、私どもに課せられた使命と認識しております。

しかしながら、少子高齢化の進展など社会経済情勢の変化により、水道事業につきましては、給水収益の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加など、今後、経営環境は厳しさを増していくことが見込まれ、また、事業を支える職員の確保も困難になっていくことが懸念されるところです。

更には、近年、災害が多発する中、施設の強靱化や応急給水・復旧体制の整備など、危機に強い水道の構築も求められております。

こうした課題に対し、市町や県が単独で対処することは困難になってきており、水道事業の持続性を確保するためには、それぞれの水道事業を統合し、全体最適の観点からの施設の再編整備、スケールメリットによる業務の効率化や専門人材の確保、デジタルトランスフォーメーションの推進による新たな技術の導入などに積極的に取り組みながら、経営基盤の強化を図っていくことが有効であり、こうした認識のもと、県におきましては、平成28年度から、県内水道事業の統合に向け、取り組みを開始いたしました。

その後、約6年半にわたり県と市町で協議・検討を重ねた結果、統合に賛同が得られた14市町と県で、昨年11月18日に、本水道企業団を設立したところであり、この間、本日御出席の議員の皆様をはじめ、14市町議会及び県議会の皆様の御理解、御協力を賜りましたことを、心から感謝申し上げます。

本年4月から、いよいよ本水道企業団による事業運営がスタートいたします。

本水道企業団では、これまで14市町と県が培ってきたノウハウや技術をしっかり引き継ぎ、基本理念として掲げております「安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムの構築」、「水道変革のフロントランナーとして、ノウハウや技術力を活用し、国内外の水道の発展に貢献」の実現に向け、全力を尽くして取り組んでまいります。

基本理念の実現に向けては、3つの基本方針で、取り組んでまいりたいと考えております。

基本方針の第1は、「上質なサービスの提供」でございます。

初めに、安全・安心・おいしい水の提供についてでございます。

住民の皆様に、安全・安心でおいしい水を供給することは、水道事業者である本水道企業団にとって、最大の責務と考えております。

このため、ダムや河川などの水源の保全をはじめ、浄水処理の高度化、水質検査の充実など、水質管理体制を強化し、水道水の品質の維持、向上に取り組んでまいります。

次に、低廉な料金の維持についてでございます。

料金につきましては、施設の最適化や業務の効率化、統合を交付要件とする国交付金などの有利な財源を活用することで、市町や県が単独経営を維持する場合より、低廉な料金を維持し、住民負担の軽減を図ってまいります。

次に、住民サービスの向上についてでございます。

給水契約の申込や給水装置工事の申請などの手続きにつきましては、デジタル技術を活用し、オンライン化やペーパーレス化を進めるとともに、コンビニエンスストアの収納取扱店舗の拡大やスマートフォン決済を導入するなど、住民の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

基本方針の第2は、「施設・維持管理の最適化」でございます。

初めに、施設の再編整備と業務の効率化についてでございます。

水道施設は、これまで給水人口の増加に併せて整備を行ってまいりましたが、今後は、水需要の減少を見据え、水道施設を適正な規模や能力に最適化していくことが必要です。

このため、本水道企業団では、市町単位ではなく河川流域ごとに、浄水場や配水池、管路などの水道施設の再編整備やダウンサイジングに取り組み、全体最適の観点から、将来の更新費用や維持管理費の縮減を図ってまいります。

また、総務、財務などの内部管理事務や、14市町と県で重複する業務の一元化を進めるほか、水道事業は、浄水場や管路の維持管理、水道メーターの検針など、多くの業務で人に依存していることから、デジタル技術を積極的に活用し、業務の効率化を図ってまいります。

次に、危機管理の強化についてでございます。

本県では、平成30年7月豪雨災害において、県内各地で延べ22万戸が断水するなど、多大な被害が生じました。

また、老朽施設の増加により、漏水事故が増えており、これらのリスクに備えた危機管理対策の強化は、喫緊の課題と認識しております。

このため、危険度が高い施設につきまして、浸水対策や土砂災害対策、耐震化などの危機管理対策を講じるほか、全国的に遅れている基幹管路の耐震化を、全国平均以上に引き上げていくなど、施設の強靱化を積極的に進めてまいります。

併せて、島しょ部への海底送水管の二重化や、市町の枠を超えた緊急時連絡管の整備など、バックアップ機能の強化についても、取り組んでまいります。

また、万一断水に至った場合においても、住民の皆様に飲料水や生活用水など、その時々状況に応じて必要な量の水をお届けできるよう、応急給水体制や災害復旧体制を強化し、災害や事故に強い水道を構築してまいります。

次に、環境負荷の低減に向けた取組についてでございます。

水道事業は、浄水場や送水ポンプなど大規模な施設や設備を必要とする点で、多くの

エネルギーを消費いたします。

本水道企業団においては、脱炭素社会の実現に向け、ポンプを使わずに自然地形の高低差を利用した施設配置や、エネルギー効率が高い機器を導入するなど、環境にやさしい水づくりに取り組んでまいります。

基本方針の第3は、「組織・管理体制の強化」でございます。

初めに、組織体制についてでございます。

基本理念の実現に向けては、高いパフォーマンスが発揮できる組織・管理体制を構築していくことが必要と考えております。

このため、最小の経費で最大効果を発揮するという行政経営の基本原則と、公営企業としての経済性を発揮する観点から、簡素で効率的な組織、迅速な意思決定が可能な組織の構築に取り組んでまいります。

次に、職員の育成・確保についてでございますが、職員につきましては、職員一人ひとりの技術力を維持・向上できるよう、計画的に育成するとともに、職員体制につきましても、当初は14市町と県の派遣職員でスタートいたしますが、中長期的には、本水道企業団として職員採用を行うなど、水道の専門家集団の構築に取り組んでまいります。

併せて、個々の職員が、目標を高く掲げ、意欲を持って働くことができる職場づくりに取り組んでまいります。

次に、今回提出いたしました議案について、その概要を御説明いたします。

事業開始初年度となる令和5年度当初予算につきましては、14市町と県から円滑かつ確実に事業を承継し、早期に組織・管理体制を整えながら、昨年7月、本水道企業団の設立に当たり、14市町と県で取りまとめた「広島県水道企業団事業計画」に掲げる事業を実施するため、必要な予算を計上いたしました。

その結果、予算規模といたしましては、収益的支出と資本的支出を併せ、水道事業会計においては526億4,300万円、工業用水道事業においては53億3,600万円を計上しております。

予算以外の議案といたしましては、水道事業や水道用水供給事業、工業用水道事業を設置する条例など、本水道企業団が、令和5年4月から事業を開始するために必要な条例案を23件提出しております。

その他の議案といたしましては、広島県水道企業団事業計画を、改めて地方自治法に基づく広域計画として策定する議案のほか、公平委員会の事務や水道施設の管理事務の委託6件を提出しております。

また、報告事項として、専決処分報告を5件提出しております。

どうぞ、慎重に御審議いただき、適切な御議決をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

質問

- **議長（安井裕典君）** これより各案に対する質問に入ります。通告者に順次発言を許します。桑木良典君。

【桑木良典君登壇】

- **桑木良典君** 広島県議会選出の桑木良典でございます。

1月臨時会最初の質問の機会を与えていただき、感謝を申し上げます。

この度企業団に参画された14市町から選出された議員の皆様とともに、県民の皆様へ安全・安心で良質な水を適切な料金で提供していくための取組について、湯崎企業長をはじめとした企業団執行部と、建設的な議論を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は最初の議会でありますので、今後の企業団の取組の方向性について、基本的な考え方など3点について質問いたします。

まず、水道企業団の事業運営について、お伺いいたします。

ご案内のとおり、近年、水道事業を取り巻く環境は、人口減少による給水収益の減少が見込まれる一方で、水道インフラ施設の多くが高度成長期に整備されたことから、管路などの施設の老朽化が進み、更新費用は増加する見通しであり、今後の事業環境は、より一層厳しさが増すとされています。

また、本県も甚大な被害を受けた平成30年西日本豪雨など、今後も予測される自然災害に対してどのように備えていくのか、水道事業が直面する問題が顕在化してきております。

こうした中で、これらの問題に適切に対応し、県民生活に欠くことができない「水」を将来にわたって安全・安心に、しかも安定的に提供していくためにどうすればよいかが大きな問題となっていました。

全国的にも同様の課題を抱えていた県や自治体の間で広域的な連携事業に取り組みはじめた事例もあり、広島県では、持続的な水道事業を構築するためには、県・市町の枠を超えた広域連携による取組が有効であるとの観点から、施設の広域的な運用や新技術の活用による業務の効率化を図り、安全・安心な水の安定的な供給体制の構築に向けた検討に着手し、令和2年6月、危機管理対策を含めた施設や組織・管理体制の最適化、広域連携の推進に向けた基本的な枠組や具体的な取組についてとりまとめた「広島県水道広域連携推進方針」を策定されました。

この方針に基づき、県内の市町へ県の進める水道広域化への参加を呼び掛け、令和3年4月、統合による連携に賛同する市町と基本協定を締結するとともに、広島県水道企業団設立準備協議会を設置し、水道企業団の設立に向けて準備を進めてきました。

この新規事業体の経営形態として、広域連合企業団の特別地方公共団体を選択されましたが、これは国から権限移譲や事務の委任を受けることができ、一部事務組合と比べて、広域的な事務をより主体的に運営することが可能で、本県としても初めてとなる

組織づくりを目指すものであります。

この理念や考え方は、県内市町には、理解はしていただいたと思いますが、これまで長きにわたり、それぞれが運営してきた水道事業の料金や財政状況、施設整備水準に違いがあるなどの置かれている状況が異なることから、14 の市町が参画してのスタートとなりました。

県議会でもこの提案に対して、様々な議論がございましたが、人口減少等に伴う水需要や給水収益が大幅に減少することや、施設の老朽化による更新費用が令和2年度の平均 86 億円に対し、令和5年度から14年度の平均は179億円と約2倍になること、これらの要因により経営は悪化し、給水原価は約1.7倍に上昇する見込みであること、更に令和14年度までに技術職員の約半数が退職する見込みで、水道の専門知識や技能を有する人材の育成や技術力の定着が極めて困難な状況にあることなど、直近及び将来見通しの課題が担当局から具体的に示され、この課題解決に向けては、多様な背景を持つ市町と県が水道の経営を統合することで相乗効果を発揮し、環境変化に的確に対応しながら、安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムを構築することが、県民福祉の向上と地域経済の発展に寄与するとの判断から、令和4年9月定例県議会において、水道企業団の設立協議について議決されたところであります。

広島県としても初めてとなる水道事業の統合に向けた取組であり、参加の14市町もそれぞれの課題や地域住民の意見がある中で、こうした経緯と、県議会・市町議会での様々な議論を経て設立された水道企業団であります。改めて、持続可能な水道事業の実現に向けて、課題解決にどのように取り組んでいくのか、水道企業団の事業開始に当たっての決意と今後の取組の方向性について、執行部の所見をお伺いします。

また、水道企業団での初めての予算となる令和5年度当初予算の編成方針について、併せて執行部のご所見をお伺いします。

続きまして、質問の第2は、水道企業団による工事発注の考え方についてでございます。

事業開始時は、各構成団体の現行体制を維持しつつ、統合により強化される経営資源やスケールメリットを活用し、業務を効率化するとされています。

具体的には、業務基準や運用方法の統一による効率化、一括発注に伴うコスト縮減、民間活用の推進によるサービスの向上・コスト縮減、構成団体単位では取り組みが困難なDXの推進、水道企業団の組織力を活用し迅速かつ効率的な危機管理体制を構築などがありますが、私が特に注視をしているのは、危機管理対策であります。

主な事業は、全国平均の約40パーセントに比べ、耐震化率が低い約34パーセントの基幹管路を重点的に更新し、国の交付金が活用できる令和14年度までに耐震化率を全国平均以上に引き上げる取組や、長期断水が予測される地域に対し、水源の多系統化、市町間を結ぶ緊急時連絡管の整備、海底管の二重化などの実施、停電対策が未完了の施設に対し、自家発電設備などを整備、断水が生じた場合、断水から一週間、一人当たり

1日20リットルの水を応急給水できるように応急補給拠点を整備するものであります。

平成30年西日本豪雨の際に、県内各地で長期に亘る断水の被害の苦しい経験は多くの方々の記憶に残っています。

是非とも、この危機管理事業は早急に進めていただきたいと思っておりますが、この事業を推進していくためには、地域の事情に精通した事業者の力が不可欠であります。

地域の建設事業者は、漏水事故や災害時の迅速な対応など、安全・安心な水の安定供給を確保する上で重要な役割を果たしていただいております。

工事や業務の発注に当たっては、効率的な調達を行い、経済性を発揮していく一方で、管工事組合などの地元事業者育成のため、受注機会への配慮が必要であると考えます。

今回、14の市町と県が統合しますが、現状では、それぞれの入札契約制度に違いがあり、また、地域によって状況に違いがあると思いますが、水道企業団の工事発注の考え方について、執行部のご所見をお伺いいたします。

質問の3点目は、水道企業団に参画していない市町との連携方策についてであります。

水道企業団は、当面14市町での事業開始となりますが、水道企業団に参画していない市町の水道事業も、それぞれ同様な課題を抱えていると思いますし、効率化を図るために、県全体で最適化が必要であると考えます。

将来的には、県内水道事業については、経営組織を一元化することが望ましいと考えますが、水道企業団への参画を見送った市町とは、今後、どのように連携していくのか、執行部のご所見をお伺いします。

また、県内水道事業への統合の見通しについて、併せて執行部のご所見をお伺いします。

質問は以上です。ありがとうございました。

- **議長（安井裕典君）** 当局の答弁を求めます。企業長湯崎英彦君。

【企業長湯崎英彦君登壇】

- **企業長（湯崎英彦君）** 水道企業団の事業運営についてお答え申し上げます。

水道は、住民の日常生活や社会経済活動を行う上で、必要不可欠なインフラであり、水道を健全な形で未来に引き継いでいくことは、本水道企業団に課せられた最大の使命と認識しております。

本水道企業団におきましては、人口減少等による給水収益の減少、施設の老朽化による更新費用の増加、経験豊かな職員の退職による技術力の低下など、水道事業を取り巻く様々な課題に対処し、基本理念として掲げております「安全、安心、良質な水を適切な料金で安定供給する水道システムの構築」と「水道変革のフロントランナーとして、国内外の水道の発展に寄与」することを実現するため、低廉な料金の維持のほか、手続のオンライン化や水道料金のスマートフォン決済の導入など住民の利便性向上を図る「上質なサービスの提供」、全体最適による施設の再編整備や、DXによる業務の効率

化、危機管理の強化などを進める「施設・維持管理の最適化」、簡素で効率的な組織体制の構築や計画的な人材育成などを行う「組織・管理体制の強化」の三つの基本方針を柱として、事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

事業開始の初年度となる令和5年度は、事業運営の基盤となる組織・管理体制の確立を図る重要な年となると認識しております。

14 市町と県から、円滑に事業を承継することは当然のこととして、早期に一つの組織として機能させながら、本臨時会に提案しております、今後10年間の取組をまとめた「広島県水道広域連合企業団広域計画」を着実に実施できるよう取り組んでまいります。

このため、令和5年度当初予算につきましては、広域計画に基づき、「施設の最適化」、「危機管理体制の強化」、「DXを活用したサービスの向上」に重点的に取り組むことといたしまして、編成をいたしました。

まず、施設の最適化につきましては、統合を要件とする国交付金を活用し、安芸高田市と北広島町において、29の浄水場を土師ダムを水源とする土師広域浄水場に統合するために必要な整備に着手するなど、全体最適の観点から、施設の最適化を本格化させます。

次に、危機管理の強化につきましては、全国的に遅れております基幹管路の耐震化を加速させるほか、宮島海底送水管や市町を跨ぐ緊急時連絡管の整備などバックアップ機能の強化にも着手し、断水リスクの軽減を図ってまいります。

次に、DXを活用したサービスの向上につきましては、すべての水道施設の稼働状況が監視できる広域運転監視システムの導入や、水道スマートメーターの試行、e-ラーニングを活用した水道専門人材の育成に取り組んで、業務効率化や職員の人材育成を進めてまいります。

4月から、いよいよ水道企業団による事業運営がスタートいたします。

私といたしましては、基本理念の実現に向けて、事業を着実に推進するとともに、水道企業団を設立して良かったと早期に住民の皆様に実感していただけるよう、固い決意を持って、今後の水道企業団運営に取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、担当よりお答え申し上げます。

- 議長（安井裕典君） 事業企画課長桑原強君。

【事業企画課長桑原強君登壇】

- 事業企画課長（桑原強君） 水道企業団の工事発注の考え方、水道企業団に参画していない市町との連携、2点の御質問につきまして、一括して答弁させていただきます。

まず、水道企業団の工事発注の考え方について、お答えいたします。

本水道企業団におきましては、今後、浄水場など施設の再編整備や管路の更新などの工事が本格化し、工事量の増加が見込まれるところです。

このような中、工事を着実に実施するためには、現在、14市町や県で異なる入札契

約制度を統一し、発注業務の効率化を図るほか、工事の担い手となる事業者の確保・育成が必要と考えております。

入札契約制度につきましては、県や市町によって、業種や等級区分が異なるため、統一に向けては調整事項が多く、また、事業者への広報期間も必要なことから、令和7年度までは、本部と広島水道事務所は県の制度で、14市町の事務所は当該市町の制度でそれぞれ暫定運用することとし、令和8年度から統一して運用できるよう、準備を進めてまいります。

この中で、水道工事につきましては、地域の実情に精通し、危機事案発生時に即時対応が可能な地域の事業者との連携が不可欠と考えており、入札契約制度の統一の検討に当たりましては、競争性や手続の公正性、工事品質の確保等を前提に、地域の事業者の受注機会に配慮したいと考えております。

また、建設事業者の確保・育成につきましては、発注見通しの早期の公表、複数年発注等により、適切な工期を設定した上で、発注・施行時期を平準化するなど、受注しやすい環境を整備し、受注者の確保を図るほか、設計業務と工事をセットにして発注する「概算数量工事発注方式」を導入することで、工事執行の効率化、事業者の経営の安定化と技術向上に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道企業団に参画していない市町との連携についてお答えします。

水道企業団といたしましては、スケールメリットによる業務の効率化を一層発揮し、経営基盤の更なる強化を図るためにも、県内すべての水道事業者が、水道企業団に参加いただくことが望ましいと考えております。

しかしながら、今回、不参画の7市町におきましては、それぞれの市町における議論を踏まえた上で、参加を見送る判断をされたものであり、当面、単独での水道事業運営を維持されていくものと認識しております。

本水道企業団におきましては、現在、14市町と県が、個別に7市町と行っている浄水場などの施設管理業務の委託や災害時の相互応援などを引き継ぐほか、職員研修の共同実施など、維持管理や危機管理、人材育成面で、今後も連携を図っていくこととしております。

また、並行して、コスト縮減やサービス向上など、統合効果を早期に目に見えるかたちで示すことで、7市町の水道企業団参画への理解に繋げていきたいと考えております。

- 議長（安井裕典君） 引き続いて、質問を行います。大川弘雄君。

【大川弘雄君登壇】

- 大川弘雄君 竹原市の大川でございます。

今回は初の臨時議会ということで、基本的な考え方3点を端的に質疑させていただきます。

一点目として地元業者の活用について、二点目として水道料金のあり方について、三

点目として民営化についてを質疑いたします。

まず、一点目の地元業者の活用についてですが、竹原市では、これまで市内業者育成の観点から、できる限り市内業者への発注に努めてきたところであります。

令和7年度までは、それぞれの市町が現行の考え方のもとで、引き続き工事発注や業務委託を行っていくと聞いておりますが、それ以降、工事発注や業務委託における入札参加資格の取扱いをどのように定めていくつもりであるのかをお聞きいたします。

二点目の水道料金のあり方についてです。

経理区分廃止後の水道料金については、当面、少なくとも10年間はそれぞれの市町における経理区分の中で、水道料金が決定されていくものと聞いております。

最終的には、経理区分を廃止して料金の統一化という方向性がある中、今後の水道料金のあり方について、どのような道筋を見込んでおられるのか、お聞きいたします。

最後に、三点目の民営化について、将来的には、水道事業全体の民営化ということも視野に入れているのか、否かをお聞きいたします。

以上で質疑を終わります。よろしくお願いいたします。

- 議長（安井裕典君） 事業企画課長桑原強君。

【事業企画課長桑原強君登壇】

- 事業企画課長（桑原強君） 地元事業者の活用、今後の水道料金のあり方、水道事業の民営化の3点の御質問につきまして、一括して答弁させていただきます。

まず、地元事業者の活用についてお答えします。

水道は、地域に密着したライフラインであることから、地域に精通した地元事業者との連携は必要であり、本水道企業団といたしましても、地元事業者の育成は必要と考えております。

本水道企業団におきましては、令和8年度から入札契約制度を統一することとしておりますが、その際、入札参加資格の取扱いに当たっては、競争性や手続の公正性の確保を前提に、地元事業者の育成を図る観点から、地元事業者の受注機会に配慮したいと考えております。

次に、今後の水道料金のあり方についてお答えします。

本水道企業団におきましては、市町がこれまで実施してきた事業によって、施設の整備水準や財務状況などの格差が大きいことから、料金統一は将来的な課題として、当面、事業ごとに料金を区分する区分経理を行うこととしております。

事業ごとに異なる料金を統一していくためには、事業間の格差を平準化するなどの条件が整った上で、構成市町や水道利用者である住民の皆様の御理解を得ていくことが必要と考えております。

このため、まずは、すべての事業で、施設の最適化のほか、スケールメリットやDXの推進などにより業務の効率化に取り組み、経営基盤の強化を図りながら、事業間の格差の縮小に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道事業の民営化についてお答えいたします。

本水道企業団は、人口減少に伴う給水収益の減少など、今後、水道事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、県と14市町が経営統合を行い、地方公共団体の責務として、将来にわたり、安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築することを目的に、設立したものでございます。

このため、水道事業を施設ごとに民間企業に譲渡する「民営化」や、施設の所有権を水道企業団に留保したまま、運営権を民間企業に委ねる「公共施設等運営権」、いわゆるコンセッションについては検討をしておらず、本臨時会に提案しております、今後10年間の事業運営の指針となる「広島県水道広域連合企業団広域計画」においても、民営化やコンセッションについては、盛り込んでいないところでございます。

一方、最小の経費で最大の効果を発揮していくためには、現在行われている業務委託の拡大など、民間との連携は必要と考えており、引き続き、業務の効率化の観点から、民間活用について、検討してまいりたいと考えております。

質問終結

- 議長（安井裕典君） 質問の通告者の発言は以上となります。

お諮りします。これにて質問を終結するに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

採決（一括）

- 議長（安井裕典君） これより各案に対する討論に入ります。この場合、討論の通告はありません。

お諮りします。討論なしとするに御異議ありませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

- 議長（安井裕典君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決します。

それでは、直ちに一括して採決します。上程中の各案は、原案のとおり決するに賛成の諸君は御起立願います。

【賛成者起立】

- 議長（安井裕典君） 起立総員であります。よって、各案は原案のとおり決しました。

議長あいさつ

- 議長（安井裕典君） 以上をもちまして、1月臨時会に提出されました議案は、ここに

全て終了しました。

一言御挨拶を申し上げます。議員各位におかれましては、水道企業団で事業初年度となる令和5年度当初予算をはじめ、事業開始に必要な条例など多くの重要案件について、熱心に御審議いただきました。無事閉会の運びとなりました。皆様方の御協力に、心から御礼申し上げる次第であります。

閉会

- 議長（安井裕典君） これをもちまして、1月臨時会を閉会いたします。

午後1時33分閉会

1 月臨時会に提出された議案及び議決の結果

令和5年1月31日採決

1 議員提出議案

議案番号	件名	議決結果
議員提出第1号議案	広島県水道広域連合企業団議会会議規則案	可決

2 企業長提出議案

議案番号	件名	議決結果
第1号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例	可決
第2号議案	広島県水道広域連合企業団議会の定例会の回数を定める条例	可決
第3号議案	広島県水道広域連合企業団議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	可決
第4号議案	広島県水道広域連合企業団公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例	可決
第5号議案	広島県水道広域連合企業団附属機関設置条例	可決
第6号議案	広島県水道広域連合企業団情報公開条例	可決
第7号議案	広島県水道広域連合企業団個人情報の保護に関する法律施行条例	可決
第8号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続条例	可決
第9号議案	広島県水道広域連合企業団行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例	可決
第10号議案	広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例	可決
第11号議案	広島県水道広域連合企業団職員の懲戒に関する手続及び効果等に関する条例	可決
第12号議案	広島県水道広域連合企業団職員の服務の宣誓に関する条例	可決
第13号議案	広島県水道広域連合企業団職員の休業等に関する条例	可決
第14号議案	広島県水道広域連合企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例	可決
第15号議案	広島県水道広域連合企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	可決
第16号議案	広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	可決

第 17 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例	可決
第 18 号議案	広島県水道広域連合企業団債権管理条例	可決
第 19 号議案	広島県水道広域連合企業団長期継続契約に関する条例	可決
第 20 号議案	広島県水道広域連合企業団暴力団排除条例	可決
第 21 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例	可決
第 22 号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例	可決
第 23 号議案	広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例	可決
第 24 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	可決
第 25 号議案	令和 5 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	可決
第 26 号議案	行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について	可決
第 27 号議案	公平委員会事務の事務委託に関する協議について	可決
第 28 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	可決
第 29 号議案	高陽取水場管理事務の事務委託に関する協議について	可決
第 30 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	可決
第 31 号議案	上水道管理事務の事務委託に関する協議について	可決
第 32 号議案	広島県水道広域連合企業団広域計画について	可決
報第 1 号	広島県水道広域連合企業団公告式条例	承認
報第 2 号	広島県水道広域連合企業団事務局設置条例	承認
報第 3 号	広島県水道広域連合企業団職員定数条例	承認
報第 4 号	広島県水道広域連合企業団の休日を定める条例	承認
報第 5 号	退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する協議について	承認

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

広島県水道広域連合企業団議会議長

安 井 裕 典

広島県水道広域連合企業団議会臨時議長

信 谷 俊 樹

会 議 録 署 名 議 員

桑 木 良 典

会 議 録 署 名 議 員

大 川 弘 雄